

曲水発第 22 号
昭和 38 年 10 月 23 日

厚生省環境衛生局水道課長あて

秋田県大曲市水道課長照会

水道行政の指導について

当市において、製氷場の近くのデパートが新築工事の際、杭打作業の振動によって、給水栓水に微量の赤水が検出され、製氷場で出来上がった人造氷の中に微量の赤かつ色の不純物が認められた。このため、当市において、製氷場より損害の請求を受けた場合補償の責任があるかどうか、貴課の御見解をたまわりたくお願い致します。

なお、その給水栓水を大曲保健所にて臨時検査した結果、飲料には「適」の判定がありましたことを申し添えます。

環水第 40 号
昭和 38 年 11 月 7 日

秋田県大曲市水道課長あて

厚生省環境衛生局水道課長回答

昭和 38 年 10 月 23 日曲水発第 22 号をもつて御照会の標題について、次のように回答いたします。

配水施設または給水装置に直接影響を与えた者は、デパート側であって、水道事業者ではないので、水道事業者がデパート側から通報を受け通常要求される適切な措置を講じなかつた場合のほかは、水道事業者に不法行為があつたとはいえない。

したがって、このような場合には、水道事業者に損害賠償の責任はないものとする。